

(2) 富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度の掛金の見直しが決定され、平成27年1月1日以降の出産から産科医療補償制度の掛金を1万6千円に引き下げることとなる。一方、出産育児一時金の総額を42万円に維持することについても決定されました。

これに伴い、加算額が1万6千円に減額となるが、出産育児一時金の総額を42万円にするため、1万4千円引き上げて40万4千円にするものです。